

船舶インシデント調査報告書

平成30年12月19日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成30年7月20日 09時00分ごろ
発生場所	長崎県佐世保港 高後埼灯台から真方位074° 1.8海里付近 (概位 北緯33°06.6′ 東経129°42.0′)
インシデントの概要	プレジャーボート清光丸は、錨泊中、船外機が始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成30年8月1日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 清光丸、5トン未満（長さ5.58m）
船舶番号、船舶所有者等	292-40642長崎、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東南東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約1m
インシデントの経過等	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、友人1人を乗せ、船外機を停止し、錨泊して釣りを行った後、船外機が始動できず、運航不能となった。</p> <p>本船は、海上保安庁の巡視艇に発見されてえい航され、係留地に到着した。</p> <p>本船は、本インシデント後、船長がバッテリーの配線を点検したところ、芯線が腐食により断線していたことが判明した。</p> <p>本船は、月に2回ほど使用されていた。</p> <p>本船は、本インシデント発生日の約7年前にバッテリー及び配線を交換していた。</p> <p>船長は、これまで、発航前に船外機をすぐに始動することができていたので、異常はないと思い、バッテリーの点検を行っていなかった。</p>
分析	<p>本船は、佐世保港内で錨泊中、バッテリーの配線の芯線が腐食により断線していたことから、船外機が始動できなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>本船のバッテリーの配線は、芯線が経年による腐食が進行して断線した可能性があると考えられる。</p>
原因	本インシデントは、本船が、佐世保港内で錨泊中、バッテリーの配線の芯線が腐食により断線していたため、船外機が始動できなくなった

	ことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ バッテリ及び配線は、定期的に点検を行い、経年劣化を考慮して早期に交換することが望ましい。